

争議行為の予告について

中島運輸労働組合執行委員長川原亮から争議行為を行う旨の通知が令和4年3月2日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

労働協約改定、組合員の解雇撤回、時間外割増賃金支払い要求等に関する件

二 日時

令和4年3月13日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

中島運輸株式会社 江東区新砂三丁目11番22号

四 種類

全職場においてストライキを実施します。（以上原文のまま掲載）